

令和7年度

**横浜市集合住宅向け電気自動車等用
充電設備設置費補助金**

申請のしおり

令和7年6月

**横浜市 脱炭素・GREEN×EXPO推進局
脱炭素ライフスタイル推進課**

目 次

1	集合住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金について	
(1)	補助対象事業の概要	1
(2)	申請者	1
(3)	募集期間及び補助予算額（募集上限額）	1
(4)	補助対象設備	1
(5)	補助対象経費	1
(6)	補助上限額	2
(7)	申請方法	2
(8)	注意事項	3
2	申請フロー及び提出書類	
(1)	申請受付の流れ	3
	補助金申請フロー	4
(2)	提出書類	5
(3)	その他	7
(4)	お問合せ先	7

1 集合住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金について

(1) 補助対象事業の概要

集合住宅へ設置する電気自動車等用充電設備設置費の一部を補助します。

(2) 申請者

- ア 集合住宅の管理組合、集合住宅を所有している方、使用する権限を有している方
イ アの方から許諾を受けて、補助対象設備を設置し、所有するリース会社、カーシェアリング事業者等

※注意事項

- ・可能な限り、経済産業省補助金の交付決定を受けたうえ、ご申請下さい。
また、次に該当する場合は申請できません。
- ・市税滞納者
- ・暴力団等反社会的勢力の関係者

(3) 募集期間及び補助予算額（募集上限額）

募集期間：令和7年6月24日(火)から令和8年2月13日(金)まで

※令和8年3月27日(金)までに交付申請兼実績報告書を提出することが必要です。

※補助予算額（1,500,000円）に達した場合は、期限前に受付を終了します。

受付状況等は横浜市ホームページに掲載します。

なお、募集開始から6月30日(月)までの申込は、同日にあったものとみなします。

※横浜市電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」）で事前申込をしてください。電子申請システムによる事前申込期限は令和8年2月13日(金)締切です。詳細は横浜市ホームページでお知らせします。

(4) 補助対象設備

補助対象設備は普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電コンセントとし、また、次の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ア 基礎充電※のため、集合住宅に属する駐車場に設置する設備
※基礎充電とは…電気自動車等の所有者の住宅など、車両の保管場所で行う充電をさします。
イ 当該集合住宅の居住者が使用する設備
ウ 未使用の設備
エ 経済産業省補助金の対象設備
オ 申請年度内に充電設備の搬入をした設備

【参考】

経済産業省補助金（一般社団法人次世代自動車振興センター）

URL：<https://www.cev-pc.or.jp/>

令和7年度神奈川県EV普通充電設備整備費補助金

URL：<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>

(5) 補助対象経費

経済産業省補助金の補助対象経費と同一（充電設備の購入費、設置工事費）

(6) 補助上限額

補助対象経費から経済産業省補助金及び神奈川県補助金を除いた額の2分の1。ただし、1集合住宅当たり5基を上限とし、1基あたりの上限額はア、イに記載の額とします。

- ア 普通充電設備・充電コンセントスタンド・充電コンセント（機械式駐車場内）
1基あたり上限額10万円
- イ 充電コンセント（平置き）
1基あたり上限額5万円

(7) 申請方法

ア 電子申請システムによる事前申込

下記URLより必要事項を入力し、必要資料をアップロードしてください。アップロードする資料は最大3つにまとめて提出をしてください。なお、補助対象者の方以外が代理で申請をする場合は、委任状（第7号様式）の作成及びアップロードが必要です。手続きにあたり、事前に必要書類をよくご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/aaf62f76-6ea9-452f-94ca-351583cdcf9b/start>

【二次元コード】



※申請には、電子申請システムのアカウント作成が必要です。補助対象者から手続きを委任された事業者の方は、事業者の方のアカウントでお申込みください。

イ 交付申請兼実績報告

電子申請システムによる事前申込の後、交付申請兼実績報告書（第1号様式）に必要書類を添付の上、郵送でご提出ください。

【申請書提出先】

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局脱炭素ライフスタイル推進課

集合住宅向けEV充電補助金担当

【申請様式】

横浜市のホームページからダウンロード願います。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/hojo-sien/syugoevjuden.html>

【提出期限】

※令和8年3月27日(金)までに交付申請兼実績報告を行う必要があります。

(8) 注意事項

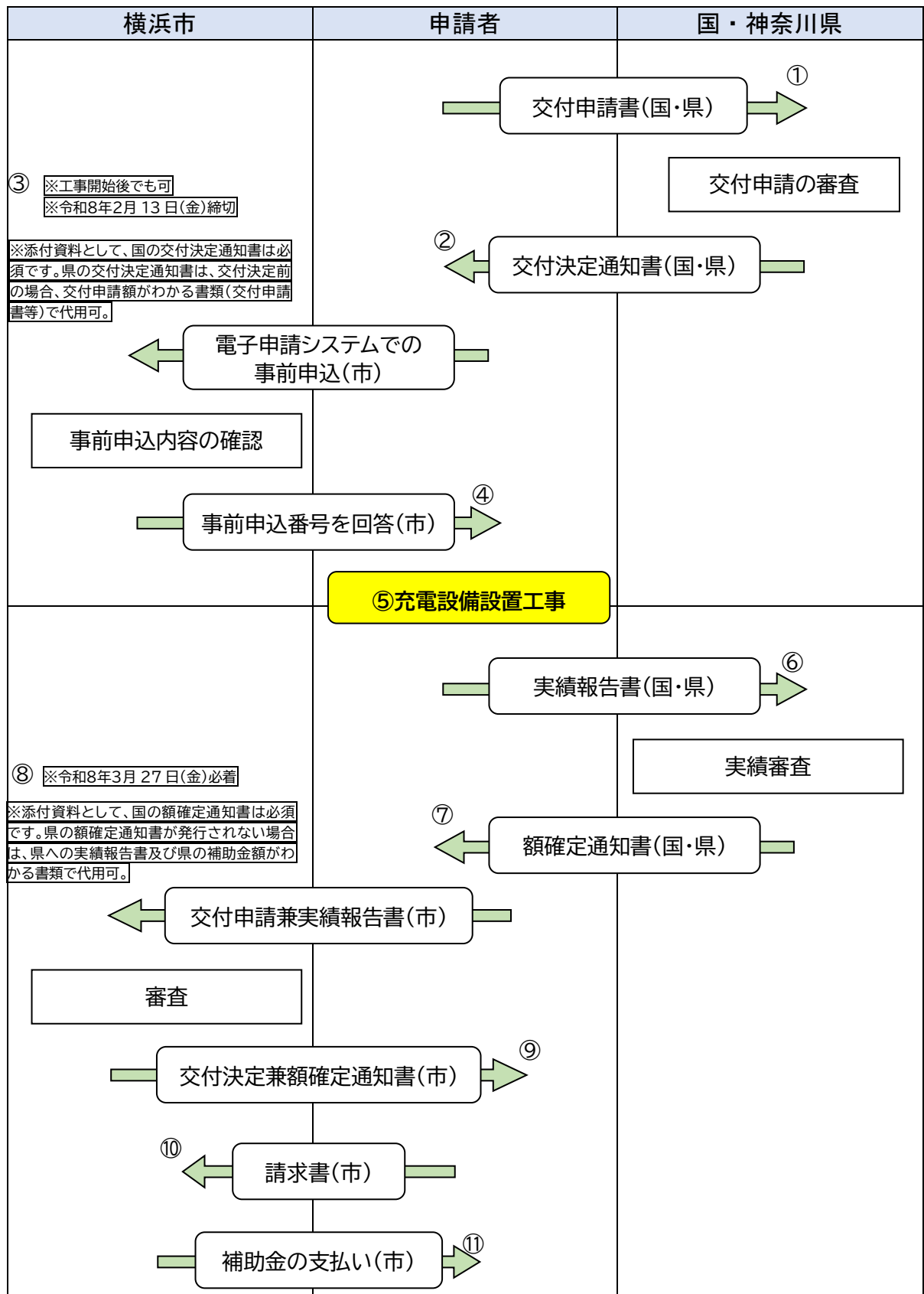
- ア 本しおりに記載のない事項等詳細は、「横浜市集合住宅向け電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱」（以下、「要綱」）をご確認ください。
- イ 補助金の交付を受けた方は、補助対象設備を取得した日から起算し5年間を経過するまで保有することが義務付けられています。
- ウ 他の横浜市の補助金と重複して申請はできません。

2 申請フロー及び提出書類

(1) 申請受付の流れ（P. 4 主な手続きの流れを参照してください。）

- ア 電子申請システムにおいて、必要事項の入力と書類提出をします。
- イ 市が入力内容等の確認を行い、支障がない場合には、事前申込番号を回答します。
なお、事前申込番号の回答と合わせて補助見込み額をお伝えしますが、あくまで見込み額であり、その後の手続きや実際の施工状況により金額が変動する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ウ 事業完了（補助対象経費の支払完了）後、交付申請兼実績報告書（第1号様式）等の必要書類を郵送で提出します。
※令和8年3月27日（金）までに提出がなされない場合、事前申込番号を取得していても補助金は受け取れません。
- エ 市が交付申請兼実績報告書等を審査した上で、補助金額の決定をし、交付決定兼額確定通知書を送付します。
- オ 交付決定兼額確定通知到着後、請求書（第6号様式）を提出します。
- カ 市に請求書が到着した後、指定された金融機関へ補助金が振り込まれます。

【主な手続きの流れ】（国補助を活用しない場合は、別途お問合せください）



(2) 提出書類

ア 電子申請システムによる事前申込

- ・横浜市電子申請・届出システムにより、**令和8年2月13日(金)までに**申込してください。
 - ・申込後、市で内容確認を行い、支障がない場合は事前申込番号と補助見込み額を回答します。
事前申込番号は交付申請書への記載が必須なため、回答前の交付申請はできません。
 - ・申込から回答まで、原則2週間程度時間を要します。短縮の依頼はお受けできません。
 - ・事前申込や交付申請の手続きは、委任状を取り交わすことで第三者へ委任することができます。
 - ・応募者多数の場合、期限より前に募集を終了する場合があります。
- ※国補助を活用しない場合の提出書類については、別途お問合せください。

書類内容等	
【必要事項】	
1	補助対象者名、住所、メールアドレス、電話番号
2	集合住宅の名称、所在地及び対象設備・設置基数、設置費合計、補助対象経費、経済産業省補助金の交付決定額、神奈川県補助金の交付決定額、市補助上限額及び補助金申請額
【経済産業省補助金を申請する場合】※電子データにより提出	
3	経済産業省補助金の補助金交付決定通知書(コピーを電子データ化したもの)
4	経済産業省補助金の補助金交付申請時に提出した次の書類(オンライン申請・アップロード書類含む。)一式(コピーを電子データ化したもの) ・交付申請書(経済産業省補助金交付申請書) ・マンション等であることを証する書類 ・補助対象者確認書類 ・管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類 ・見積書(本体、設置工事)(内訳書含む。) ・充電設備等設置工事申告 ・充電設備等情報 ・要部写真 ・図面(設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図面) ・住民総会で決議、又は理事会での合意がされていることを証する書類
【神奈川県補助金を申請する場合】※電子データにより提出	
13	神奈川県補助金の交付決定通知書 ※交付決定前に申請をする場合は、神奈川県補助金の交付申請書一式で代用可
【その他該当する場合】※電子データにより提出	
14	委任状(第7号様式) ※電子データ化したもの、手続きを第三者へ委任しない場合は不要
15	見積書又は入札を行った際の結果がわかる資料(コピー) ※補助対象事業に係る費用が100万円以上の場合
16	その他 ※市長が必要と認めた書類

【資料の電子データ化について】

- ・紙の資料はスキャンや撮影等により電子データ化し、pdf、jpg、zip等の形式で提出してください。
- ・アップロードできるデータは、最大3つにまとめてください。データ量には上限があります。
- ・不備がある場合、データ修正や再提出を依頼する場合があります。
- ・データ修正や再提出を依頼したにも関わらず、ご対応いただけない場合は、事前申込番号を発行しません。
- ・データ修正や再提出を依頼している間に、他の申請により予算上限に達した場合は、事前申込番号を発行しません。
- ・データの圧縮方法や変換方法のお問合せには、原則回答できません。

イ 交付申請兼実績報告書(第1号様式)

- ・ **郵送**により、**令和8年3月27日(金)まで**に横浜市脱炭素ライフスタイル推進課へ提出してください。
- ・ 期限までにご提出いただけない場合、事前申込番号を取得していても補助金は交付されません。
- ・ すべて A4 判片面でのご提出をお願いします。
- ・ 到達後に審査を行い、支障が無い場合は交付決定兼額確定通知書(第2号様式)をお送りします。
- ・ 提出から通知まで、原則2週間程度時間を要します。短縮の依頼はお受けできません。
※国補助を活用しない場合の提出書類については、別途お問合せください。

書類内容	
【共通提出書類】	
1	交付申請兼実績報告書(第1号様式)
2	返信用封筒 ・郵便番号及びあて名を明記し、指定の郵便切手を添付したもの ※交付決定兼額確定通知等を送付(A4判1～3枚程度)
【経済産業省補助金を申請する場合】	
3	経済産業省補助金の額確定通知書(コピー)
4	経済産業省補助金の実績報告時に提出した次の書類(オンライン申請・アップロード書類含む。)一式(コピー) ・充電設備の発注書、請求書※内訳書含む。 ・充電設備本体、工事費の支払いを証する領収書 ・充電設備設置工事実績申告(オンライン申請) ・(実績)充電設備(オンライン申請) ・充電設備本体の保証書 ・要部写真(充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所、充電設備の銘板(型式・製造番号等)等) ・図面(設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図)
【神奈川県補助金を申請する場合】	
11	神奈川県補助金の交付決定通知書(コピー)
【その他該当する場合】	
12	委任状(第7号様式)(事前申込で提出したデータの原本) ※手続きを第三者へ委任しない場合は不要
13	その他 ※市長が必要と認めた書類

ウ 請求書(第6号様式)

交付決定兼額確定通知書到着後、請求書を**令和8年4月10日(金)まで**に提出してください。
右上の請求書番号の記入は任意です。

(3) その他

- ・提出した申請書類について、脱炭素ライフスタイル推進課から電話等により、確認をする場合があります。

申請書類は、提出前に必ず控え(コピー等)を取り、保管してください。

- ・処分制限期間内(充電設備を取得した日から起算して5年間)は処分することができません。処分をする場合は、財産処分承認申請書(第8号様式)の提出や、当該設備の使用期間に基づき補助金の返還を求めます。
- ・補助金交付後処分制限期間内(充電設備を取得した日から起算して5年間)に、補助対象事業内容に変更があった場合は、補助対象事業内容変更届出書(第12号様式)を郵送にてご提出ください。

(4) お問い合わせ先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局脱炭素ライフスタイル推進課

TEL 045-671-2661

FAX 045-550-4838

MAIL da-lifestyle@city.yokohama.lg.jp

お問合せ先

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO 推進局

脱炭素ライフスタイル推進課

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市ホームページ：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/hojo-sien/syugoevjuden.html>

TEL：045-671-2661

FAX：045-550-4838